

○小諸市民ガーデン条例

平成20年12月24日

条例第40号

改正 平成24年12月25日 条例第41号

平成26年 3 月26日 条例第14号

平成27年 3 月25日 条例第23号

令和元年 6 月28日 条例第18号

令和 5 年 3 月27日 条例第19号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定により小諸市民ガーデンの設置及びその管理等に関し、小諸市都市公園条例（昭和56年小諸市条例第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民参加による花と緑の豊かなまちづくりを推進するため、魅力あるまちづくり活動及び良好なまち並みを形成するための地域活動を支援し、地域の活性化に資することを目的として、小諸市民ガーデンを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 小諸市民ガーデンの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称      | 位 置               |
|----------|-------------------|
| 小諸市民ガーデン | 小諸市相生町一丁目 1 番 9 号 |

(指定管理者による管理)

第 4 条 小諸市民ガーデン（以下「市民ガーデン」という。）の管理は、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であって、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年小諸市条例第36号）の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民ガーデンの管理及び運営に関する業務
- (2) 花と緑の豊かなまちづくりを推進するために各種事業の企画運営及び情報発信に関する業務
- (3) 市民ガーデンを地産地消の拠点とし、食に関する各種事業の企画運営及び情

報発信に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民ガーデンの管理及び運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平24条例41・令5条例19・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が市民ガーデンの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して3年の間とする。ただし、再指定は妨げない。

(管理棟の開館時間及び休館日)

第7条 市民ガーデン管理棟（以下「管理棟」という。）の開館時間は、次のとおりとする。

| 期間               | 時間           |
|------------------|--------------|
| 4月1日から9月30日まで    | 午前9時から午後7時まで |
| 10月1日から翌年3月31日まで | 午前9時から午後6時まで |

2 管理棟の休館日は、木曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その前日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、管理棟の開館時間及び休館日を変更することができる。

(平24条例41・令5条例19・一部改正)

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例41・旧第8条繰下、令5条例19・旧第19条繰上)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(小諸市立小諸宿本陣主屋条例の廃止)

2 小諸市立小諸宿本陣主屋条例（平成9年小諸市条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月26日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第23号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以降の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和5年3月27日条例第19号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。